

令和2年6月9日

学生・教職員の皆さんへ

東北大学教育学部・教育学研究科  
新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策本部  
本部長 八鍬 友広

### 海外渡航中止要請の徹底継続について

このことについて、6月8日付けで理事（人事労務・環境安全・施設担当）より別添のとおり通知がありました。

海外渡航の中止につきましては、3月17日及び3月23日付け研究科長通知により学生及び教職員の皆さんに要請しているところですが、理事通知を踏まえ、あらためて下記のとおり要請しますので、よろしくお願ひします。

### 記

1. 国・地域を問わず、また公私を問わず、不要不急の海外渡航は中止してください。
2. やむを得ない理由により海外渡航する場合は、必ず事前に当職宛てに相談願ひます（相談の際は渡航先及び渡航目的を明確にすること）。なお、当職から理事への事前相談が必要となりますので、可能な限り早めに相談願ひます。

○事前相談の連絡先：[taisaku\\_sed@grp.tohoku.ac.jp](mailto:taisaku_sed@grp.tohoku.ac.jp)

3. 国外から帰国又は入国した場合（学生又は研究者を受け入れる場合を含む）は、渡航先の国・地域を問わず、帰国又は入国の日から起算して14日間は自宅待機（新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の抜本的強化の対象国から入国する場合は検疫の指示に従うこと）し、健康観察を行ってください。

令和2年6月8日

各部局の長 殿  
本部事務機構各部（室）長 殿

理事（人事労務・環境安全・施設担当）

### 海外渡航中止要請徹底の継続について（通知）

新型コロナウイルス感染症の世界各地における感染拡大に伴う海外渡航中止要請及びその徹底については、令和2年3月16日付け通知及び令和2年3月19日付け通知にて周知しているところです。

新型コロナウイルス感染症については、世界保健機関（WHO）が3月11日にこの感染症がパンデミックと形容されると評価した後も世界的な広がりを見せており、警戒が必要な状況が続いていることから、6月5日現在、外務省より発出の各国に対する感染症危険情報について、「渡航中止勧告」への引き上げ又は「不要不急の渡航中止」が継続されています。\*

このような状況に鑑み、本学では引き続き、国・地域を問わず所属構成員の不要不急の海外渡航（私事渡航を含む）は中止することを強く要請します。

なお、やむを得ない理由により海外渡航が必要と貴職が判断する場合には、事前に当職まで相談願います。

また、学生の海外渡航についても、上記同様の取扱いをお願いいたします。

おって、海外渡航中の構成員が在籍する部局においては、引き続き当該構成員の渡航状況を把握し、入国に際しては、部局ごとに定めた新型コロナウイルス感染症防止対策等に基づき、適切に対策を講ずるようお願いいたします。

本件連絡先 人事労務課安全衛生管理係（理事（人事労務・環境安全・施設担当）窓口）

E-mail: anzen@grp. tohoku. ac. jp

\* 外務省海外安全ホームページ 2020年6月5日付け「各国に対する感染症危険情報の発出」

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/info0605.html>